

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

## ダイワ・グリーンファイナンス・プログラム信託受益権 (岩見沢・釧路太陽光発電所)に対して Green 1 を付与

評価対象	ダイワ・グリーンファイナンス・プログラム信託受益権 (岩見沢・釧路太陽光発電所)
分類	信託受益権
発行額	19億円
受益権譲渡日	2020年3月27日
信託終了日	2036年6月30日
償還方法	スケジュール償還
資金使途	太陽光発電設備の取得資金等

### <グリーンボンド評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営・透明性評価	m1

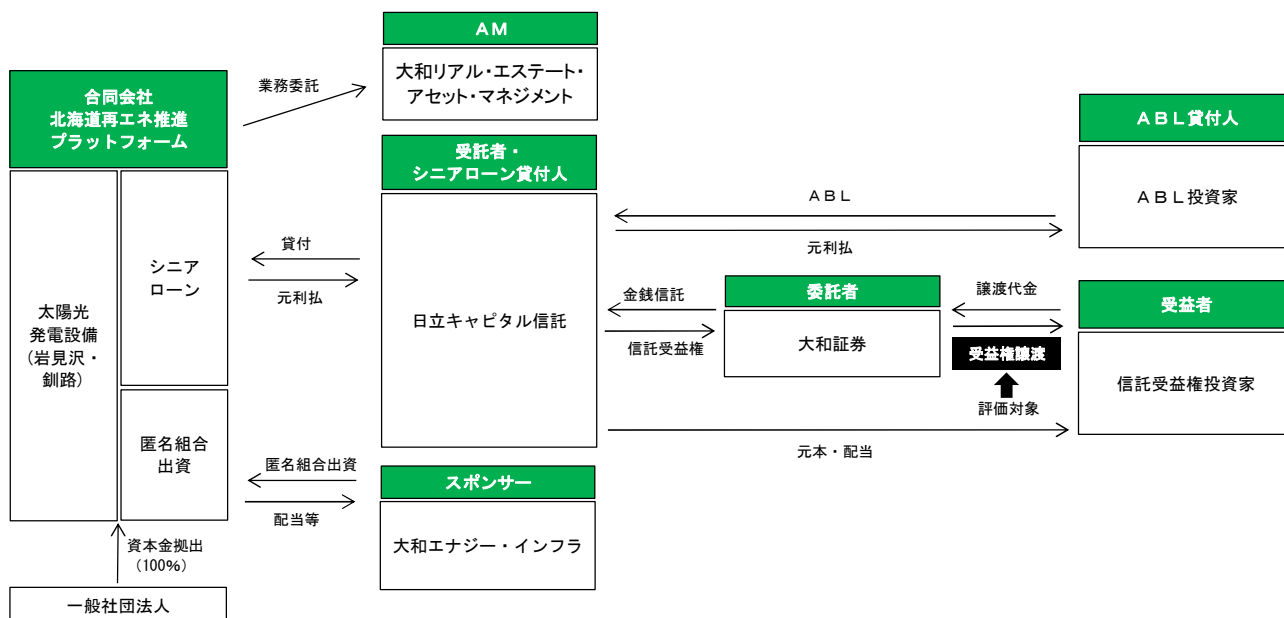
### 第1章: 評価の概要

大和エネルギー・インフラ株式会社は、株式会社大和証券グループ本社 100%出資の子会社であり、SDGs×テクノロジーの観点に基づいたエネルギーへの投融資推進による未来社会創造の支援を目的として発足した。大和エネルギー・インフラは大和 PI パートナーズのエネルギー投資部門を前身として 2018 年に営業を開始しており、再生可能エネルギー、インフラストラクチャーおよび資源分野への投融資を通じた「新たな価値」の提供と SDGs への貢献を目指している。大和エネルギー・インフラは投資残高の約 5 割（2019 年 9 月現在）を国内外の太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに投資しており、同分野への積極的な投資姿勢を今後も継続する予定である。現在までに開発・投資を行った太陽光発電所は合計約 103MW、バイオマス発電所は合計約 13MW に及ぶとともに、完工済の再生可能エネルギープロジェクトはすべて安定稼働しており、再生可能エネルギーを通じた環境に対する取り組みは着実に実行されている。

今般の評価対象は、太陽光発電設備の取得資金に対する貸付を裏付けにした信託受益権（本信託受益権）である。同太陽光発電設備は、大和エネルギー・インフラが開発した複数の太陽光発電設備を合同会社

北海道再エネ推進プラットフォーム（プロジェクト GK）が取得するものである。大和エネルギー・インフラはプロジェクト GK のスポンサーであるとともに、匿名組合出資を行う。プロジェクト GK は本信託受益権の受託者である日立キャピタル信託株式会社からの貸付および匿名組合出資による資金調達を行い、太陽光発電設備を取得する。日立キャピタル信託からの貸付は、金銭信託によって調達した資金を原資として行われる。日立キャピタル信託からプロジェクト GK への貸付実行にあたっては、諸契約の締結等が停止条件となっている。融資期間中は、太陽光発電設備の売電収入を原資とし、信託契約によってあらかじめ決められた方法によって、受益者への元本償還および配当支払が行われる。

[スキーム図]



JCR は本信託受益権の発行代わり金の資金使途の 100%が太陽光発電設備の取得資金に充当される予定であること、および同太陽光発電設備の年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量が 9,214 t-CO<sub>2</sub>/年の見込みであることを確認した。また、大和エネルギー・インフラが事業実施に際して想定され得る環境への負の影響に対し、社内の担当部署および外部の第三者機関のもとで影響を把握し、必要な回避・緩和措置を講じていることを確認した。以上より、JCR は本信託受益権が環境改善効果の高いグリーンプロジェクトを対象としていると評価している。

JCR は調達資金の管理について、資金の充当計画が策定されており調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当されること、追跡管理が実施されること、未充当資金の運用についても特段の懸念がないことから、本信託受益権に関する管理運営体制が確立されていると評価している。また、資金充当状況および環境改善効果にかかるレポート内容についても適切なものとなっていることから、本信託受益権が投資家に対する透明性を有するものであると評価している。

以上より、本信託受益権について JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金使途）評価」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。評価結果については次章で詳述する。

本信託受益権はグリーンボンド原則<sup>1</sup>および環境省によるグリーンボンドガイドライン<sup>2</sup>において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

1 ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2018 年版  
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

2 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版  
[http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond\\_guideline2017.pdf](http://greenbondplatform.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2017.pdf)

## 第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

### 評価フェーズ 1 : グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、本信託受益権の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標 (SDGs) との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. プロジェクトの環境改善効果について

##### i. 資金使途の 100%が太陽光発電設備の取得資金であり、環境改善効果が高い。

本信託受益権の資金使途は、すべて北海道岩見沢市および釧路市にある 3 件の太陽光発電設備 (本発電設備) の取得資金である。本信託受益権の発行代わり金は、速やかに全額が日立キャピタル信託を通じてプロジェクト GK への貸付に充当される予定である。JCR は本プロジェクトにかかる契約書から、GK に対する貸付金がすべて本発電設備の取得資金に充当されることを確認している。本発電設備は大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 (大和証券グループ本社の 100%子会社) がアセットマネジャーとなることが予定されている。本発電設備はいずれも商業運転を開始しているため、取得時点から直ちに CO<sub>2</sub> 削減効果が発現する。年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量は年間発電量に事業所在地を管轄している電力会社の調整後排出係数を乗じ、JCR にて算出した。各種条件を加味した本発電設備による年間発電量は約 13,591MWh、年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量は約 9,214 t-CO<sub>2</sub>/年となる見込みである。

以上から、JCR は対象事業の環境改善効果が高いものであると評価している。

(対象事業の概要)

プロジェクト名	所在地	発電出力 (kW)*1	年間 発電量 (MWh/年)*2	年間 CO <sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)*3
岩見沢太陽光発電所	北海道岩見沢市	8,970	9,268	6,283
釧路太陽光発電所*4	北海道釧路市	3,600	4,323	2,931

\*1 : 出力規模ベースの電力量を記載している。

\*2 : 大和エネルギー・インフラ提供の資料に基づく。

\*3 : CO<sub>2</sub> 排出削減量計算方法 = 年間発電量 × 調整後排出係数(平成 30 年度(最新の数値))

\*4 : 釧路益浦太陽光発電所と釧路望洋太陽光発電所の合算値。

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、再生可能エネルギーに該当する。

2018 年に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画においては「長期的に安定した持続的・自立的なエネルギー供給により、我が国経済社会の更なる発展と国民生活の向上、世界の持続的な発展への貢献を目指す」ことが掲げられており、再生可能エネルギーは重要な低炭素エネルギーとして位置づけられている。同計画は再生可能エネルギーについて、現時点では安定供給やコスト等に様々な課題が存在するとしつつも、国内で生産される点や CO<sub>2</sub>を排出しない点に着目し、エネルギー安全保障や地域活性化、環境負荷の低減にとって重要であると評価している。同計画は 2030 年・2050 年をベンチマークとする再生可能エネルギーの国内主力電源化を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進するとしている。

太陽光発電は同計画において大規模開発や自家消費・地産地消を行う分散型電源のほか、災害時の非常用電源としても利用可能であるとされ、安定供給やコストといった再生可能エネルギーに存在する課題を克服し、その可能性を発揮することが期待されている。太陽光発電は発電時に CO<sub>2</sub>を排出しないのみならず、発電装置の工場製造時における CO<sub>2</sub>を考慮したライフサイクル CO<sub>2</sub>排出量で比較しても火力発電の数十分の一であり、その CO<sub>2</sub>排出削減効果は大きい。

このように、国内における政策課題として再生可能エネルギーは様々な観点から重視され、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされている。大和エネルギー・インフラが本信託受益権の資金使途としている太陽光発電設備は、そうした再生可能エネルギーの導入に貢献するものであり、グリーンボンド原則・グリーンボンドガイドラインに定義された「再生可能エネルギー」に該当するとともに、国内における政策課題の解決にも資するものである。

**b. 環境に対する負の影響について**

大和エネルギー・インフラでは、グリーンボンドの対象となるプロジェクトの選定にあたり、環境に対する負の影響を及ぼすリスクを想定し、外部機関による技術デューデリジェンス報告書などを通じて事前調査を行っている。また、プロジェクト選定にあたっては太陽光発電設備の設置による CO<sub>2</sub> 排出削減量が、用地整備によって減少する CO<sub>2</sub> 排出削減量を上回ることを確認している。以上から、JCR は大和エネルギー・インフラが環境に対する負の影響について、社内の担当部署および外部の第三者機関のもとで影響を把握し、必要な回避・緩和措置を講じていると評価している。

## c. SDGs との整合性について

JCR は、本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らし、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると判断した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

大和証券グループでは環境課題の解決に向けた姿勢を打ち出した環境3方針を公表している。これらの方針のもと、大和エネルギー・インフラは再生可能エネルギーへの投資を通じたCO<sub>2</sub>排出削減や再生可能エネルギー供給への貢献等を投融資の目標としており、本信託受益権の発行はそうした目標に資する取り組みの一環であると位置づけられる。

#### 環境3方針

##### 環境ビジョン

大和証券グループは、かけがえのない地球環境を将来世代へ引き継ぐため、本業である金融機能を活用して貢献する。

##### 環境理念

私たちは、21世紀の持続可能な社会の形成に向けて、「地球温暖化の防止」「資源の循環的な利用」「生態系の保全」等の重要性を認識し、「金融業務を通じた環境課題解決への貢献」に努めるとともに、企業市民としても、継続的に環境負荷低減に努めます。

##### 環境基本方針

1. 本業を通じた環境への取り組み  
低炭素社会、循環型社会、共生型社会の実現に向け、金融商品・サービスの開発・提供に努めます。
2. 環境管理態勢の整備・運営  
環境管理態勢を整備し、環境活動の継続的改善に努めます。また、環境教育、啓発活動を実施し、社員の環境保全意識の向上に努めます。
3. 省資源・省エネルギー・生態系保全への取り組み  
省資源、省エネルギー技術やシステムの導入、効率的な利用（業務の効率化も含む）の推進に努めます。また、節水、リデュース（廃棄物等発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に取り組み、循環型社会の実現への貢献に努めます。さらに、生物多様性への配慮、環境との共生等を目指し、グリーン調達の推進等に努めます。
4. 環境コミュニケーションの推進  
環境に関する情報の積極的な開示に努めるとともに、お客様をはじめ、社会との幅広いコミュニケーションを図り、取引先、地域コミュニティ、NGO・NPO等との連携と協働に努めます。
5. 環境関連法規制等の遵守  
環境関連法令・規則をはじめ自社の環境方針等を遵守し、環境保全に努めます。

## b. 選定基準

大和エネルギー・インフラのグリーンファイナンス・フレームワークにおける資金使途の選定基準は、以下の通り定められている。

### 適格性基準

再生可能エネルギー発電プロジェクト（関係会社が実施するプロジェクトを含む）の開発、建設、運営等に関連する支出。適格プロジェクトは、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電（発電容量が 20MW を超える大型のものを除く）、バイオマス発電（廃棄物由来のバイオマス資源）であること。

JCR はこの選定基準について、環境改善効果を有するプロジェクトを対象としていると評価している。

## c. プロセス

大和エネルギー・インフラのグリーンファイナンス・フレームワークにおけるプロジェクトの選定プロセスは、以下の通り定められている。

### プロジェクトの選定プロセス

#### 1. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、当社の投資事業第一乃至三部の担当者により適格クライテリアへの適合を検討し、評価および選定が行われる。

#### 2. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトは、社内の投資決裁機関である投資委員会にて、審議した上で最終決定したもの。投資委員会の構成員は当社取締役である。

JCR は資金使途の選定について、大和エネルギー・インフラの経営陣が適切にプロジェクトの選定プロセスに関与していると評価している。

上記の目標、選定基準およびプロセスは本評価レポートにて開示されており、投資家に対する透明性が確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

本信託受益権の発行代わり金は、全額が日立キャピタル信託からプロジェクト GK への融資に一括で充当される。当該融資は信託契約および金銭消費貸借契約に従い、本発電設備の取得資金に充当される。未充当資金（プロジェクト GK への融資未実行資金）については、信託口座において現金または現金同等物として管理される。

融資に関する資金の追跡管理はプロジェクト GK からの提出書類等をもとに日立キャピタル信託が行う。本信託受益権が償還されるまでの間の資金管理は諸契約で定められており、信託財産の管理状況は定期的に投資家に報告されることが予定されている。これより、資金管理に関して統制が働いていると考えられる。

本信託受益権の発行代わり金は、全額がプロジェクト GK への融資に一括で充当されるため、発行当初の未充当資金はない。また、本発電設備の滅失・売却時については、プロジェクト GK から借入金の期限前返済が行われ、当該返済金を原資として本信託受益権も償還される。このため、償還までの期間中も未充当資金は発生しない。

JCR は本信託受益権にかかる資金管理について、資金充当計画に基づき調達資金がグリーンプロジェクトに確実に充当される見込みであること、追跡管理が実施されることを踏まえ、資金管理体制が適切に構築されていると評価している。また、調達資金の管理方法については本レポートにおいて開示されており、投資家に対する透明性は確保されている。

### 3. レポーティング体制

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

#### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

##### a. 資金の充当状況にかかるレポーティング

本信託受益権における資金の充当状況は、日立キャピタル信託が交付する信託財産状況報告書によって半年毎にレポーティングが行われる予定である。なお、発行代わり金の全額がプロジェクト GK への融資を通じて本発電設備の取得資金に一括で充当されること、および本発電設備の滅失・売却時には借入金の期限前返済が行われ、同額が本信託受益権の償還に充当される予定であることから、本信託受益権に関して未充当資金は発生しない。

##### b. 環境改善効果にかかるレポーティング

本信託受益権における環境改善効果は、以下の内容を投資家向けにレポーティングすることが予定されている。

- ・対象となるプロジェクトの一覧
- ・対象となるプロジェクトによる CO<sub>2</sub> 排出削減量
- ・対象となるプロジェクトによる発電量

JCR は本信託受益権に関するレポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方に関し、投資家に対して詳細かつ実効性のある形で開示される計画であり、透明性が高いと評価している。



## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

大和エネルギー・インフラは、エネルギーへの投融資推進を目的とし、大和証券グループ 100%出資のもとで設立された会社である。大和エネルギー・インフラの環境に対する取り組みは、大和証券グループの取り組みの一環として位置付けられる。以下では大和証券グループおよび大和エネルギー・インフラについて、組織の環境への取り組みを検討する。

#### a. 大和証券グループの環境に対する取り組みについて

大和証券グループは「Passion for SDGs ～大和証券グループ SDGs 宣言～」と題し、SDGs が世界を牽引する重要な目標であるという認識のもと、グループビジネスを通じた経済的価値の追求と社会的課題の解決を両立することで、豊かな社会と国民生活の実現に積極的に取り組む姿勢を打ち出している。大和証券グループは、代表執行役社長を委員長とする SDGs 推進委員会を設置し、SDGs への取り組み体制を整備している。同委員会には社外委員として複数の有識者が参加しており、外部の専門的知見を議論に反映する体制が構築されている。同委員会はマテリアリティの特定をはじめとする SDGs へのグループ横断的な対応を協議するとともに、取締役会や執行役会に対しても定期的な協議内容の報告を行っている。同委員会で決定された「大和証券グループのマテリアリティ」のうち、環境に関するものについては「環境負荷軽減に向けた取り組み（事業活動を支える環境の取り組み）」や「金融機能を活用した持続可能な社会への貢献（事業活動を通じた環境の取り組み）」といった観点で SDGs との紐付けを行い、SDGs の達成に資する活動を行っている。

大和証券グループは事業活動を支える環境取り組みの一環として、環境 3 方針（6 ページ参照）を作成し、環境課題の解決に貢献する姿勢を明らかにしている。これらの方針のもと、同グループは環境会計の導入や本支店の設備更新時におけるトップランナー基準の製品指定といった具体的施策を通じ、環境負荷低減への取り組みを行っている。

また、大和証券グループは事業活動を通じた環境取り組みの一環として、同グループの強みである証券・金融ビジネスのノウハウを活かしつつ、社会課題解決型の成長への投資を行う新会社を複数設立している。そうした新会社は未来社会創造への支援として位置づけられ、エネルギーへの投融資推進を目的として発足した大和エネルギー・インフラも、そうした新会社のひとつである。

#### b. 大和エネルギー・インフラの環境に対する取り組みについて

大和エネルギー・インフラは大和証券グループのネットワークを活用した再生可能エネルギープロジェクトの開発・事業投資に取り組んでおり、事業活動を通じてグローバルなエネルギー供給構造の転換に寄与することを目指している。投融資戦略については、自己資金を活用した柔軟な投融資で環境分野を中心として資産を積み上げ、証券・金融のビジネスのノウハウを生かした様々な手段で多様な投資機会を提供するとしており、大和証券グループの強みである証券・金融分野と環境の融合を企図した事業運営が行われている。

大和エネルギー・インフラは投資残高の約 5 割（2019 年 9 月現在）を国内外の太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに投資しており、同分野への積極的な投資姿勢を今後も継続する予定である。大和エネルギー・インフラが開発・投資を行った太陽光発電所は合計約 148MW、バイオマス発電所は合計約 13MW に及ぶ。本信託受益権の資金使途のひとつである岩見沢太陽光発電所を

はじめ、完工済の再生可能エネルギープロジェクトはすべて安定稼働しており、再生可能エネルギーを通じた環境に対する取り組みは着実に実行されている。

大和エネルギー・インフラは再生可能エネルギープロジェクトの開発・事業投資にあたり、必要に応じて技術コンサルティング会社等の外部専門機関等と連携し、その知見を活用している。また、本信託受益権によって調達した資金の用途選定およびそのプロセスにおいても、その専門的知見は十分に反映されている。

以上から、JCR は大和証券グループおよび大和エネルギー・インフラの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけているほか、専門的知見を有する部署および外部機関との連携によってグリーンボンド調達方針・プロセス、グリーンプロジェクト選定基準等が明確に位置づけられていると評価している。

## ■評価結果

本信託受益権について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性（資金用途）評価」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green 1”とした。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

## ■評価対象

### 【新規】

対象	発行額	受益権譲渡日	信託終了日	評価
ダイワ・グリーンファイナンス・プログラム信託受益権 (岩見沢・釧路太陽光発電所)	19 億円	2020 年 3 月 27 日	2036 年 6 月 30 日	JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 菊池 理恵子・垣内 洋椰

## 本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーンボンド評価**：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル